

## 議案第 39 号

### 伊賀市情報公開条例の一部改正について

伊賀市情報公開条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市情報公開条例の一部を改正する条例

伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第 21 条」を「第 22 条」に、「第 22 条・第 23 条」を「第 23 条・第 24 条」に、「第 24 条—第 29 条」を「第 25 条—第 30 条」に改める。

第 18 条の見出しを「（手数料等）」に改め、同条第 2 項中「実施機関が別に定めるところ」を「別表」に、「費用」を「手数料」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該写しの交付に要する手数料又は当該公開の実施に要する手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 郵送により行政情報の写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの若しくは電磁的記録媒体に複写したものの送付を求める者は、第 2 項及び第 3 項の規定による手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

第 18 条第 1 項中「除く」の次に「。第 5 項において同じ」を加え、「実施機関が別に定めるところ」を「別表」に、「費用」を「手数料」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

この条例に基づく行政情報の公開に係る手数料は、無料とする。

「第2節 不服申立てに基づく諮問等」を「第2節 審査請求に基づく諮問等」に改める。

第29条を第30条とし、第24条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章中第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の裁決又は決定」を「公開決定等（審査請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決」に改め、第2章第2節中同条を第22条とする。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る行政情報の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第19条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条を第20条とし、第2章第2節中同条の前に次の1条を加える。

(審査請求)

第19条 実施機関がした公開決定等又は公開請求に係る不作為(条例に基づく公開請求に

対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。) について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条関係）

区 分	公開の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非公開情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3) 非公開情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3	1及び2に掲げる場合以外のもの	作成に要する費用に相当する額

## 備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 市以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の伊賀市情報公開条例の規定によりなされた処分又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。